

ブロッコリー・チンゲンサイ 野菜加工センターも自慢です

【小沼ブランド】

塩野・馬瀬口を中心とする小沼地区にも、市場価値の高いブロッコリー・チンゲンサイが「小沼ブランド」として東京・大阪方面へ出荷されています。

以前はハクサイ・キャベツが出荷の主流になっていましたが、1箱10kg〜15kgの重い箱を運ぶのは高齢者にとって負担になっていたことから、比較的軽量のブロッコリー・チンゲンサイに切り替え安定した生産量を確保することができ、ブランド化に結びつくことができました。



J A 佐久浅間では、昭和55年（旧小沼農協時代）から野菜加工センターを開設し、大手ファストフードチェーン向けに、レタスやキャベツのカット野菜を製造販売しています。併設しているジュースセンターでは、カット野菜に向

かない可食部を搾り、野菜ジュースの原料を製造しています。昨年開発した「レタス焼酎、ちしや」もこの原料を基にしています。更に、ジュースの搾りカス、レタスの芯や外葉は乾燥・炭化し、土壌改良剤として使えるように加工をするなど環境にも配慮しています。

新鮮な野菜をみなさんに 私たちも頑張っています

【あゆみ会御代田直売所】

当時、小諸市や軽井沢町に直売所があつて、御代田町になかったのでJ A 佐久浅間小沼支所が農家へ話をしたところ、野菜などを提供できるということで、平成10年に発足し今年で8年目を迎えます。今は、6月から11月まで、毎週火、木、土、日曜日（日曜日は7月から9月まで）の午後0時30分から午後5時まで、三ツ谷の集出荷場で野菜や果物、花の直売所を運営しています。

会員は、専業、兼業、趣味で栽培している人たちが42人います。年に3回程、栽培や農薬の講習会を受け、農業日誌を付けながら常に新鮮・安心・安全な品物の提供に心がけています。

直売所には、会員が丹精込めて作ったレタス・ハクサイ・ほうれん草・トマト、珍しいものでは、ルバーブ・コールラビが並び、他にも栗や柿、桃、りんごなど果物や花も格安で販売しています。地元で取れた産物を新鮮なまま安心して口にしてもらいたいとの発想から、店頭に並ぶ物は会員が



当日の朝、自分の畑で採れた物を袋に入れて、作った人の名前を入れたラベルを貼ります。

また、その日残った品物は、会員が持ち帰り、常に新鮮なものを提供しています。これから夏になると、別荘の来客者も来て、滞在中の食事用や、おみやげに買って帰る人などリピーターもいます。このほかに、町内の小中学校、保育園の給食用に、キャベツ、ニンジン、ジャガイモ、玉ねぎ、ブロッコリーなどを提供し、子どもたちに地元で採れた野菜を食べてもらい、元気に育ってもらいたいと頑張っています。みなさんも是非、直売所に足を運んでください。

スイートコーン からみ大根 甘とう美人に 春菊・ほうれんそう

【御代田ブランド】

御代田地区は、スイートコーン・からみ大根・甘とう美人（しとう類）・春菊・ほうれんそうといった作物が市場で銘柄化され、「御代田ブランド」として出荷されています。

スイートコーンは、ドデカコーン優作という品種で、御代田地区が最初に生産を始めました。比較的大き目のスイートコーンで、大阪方面での需要が多くなり人気があります。

ほかに、2月、3月に育苗施設として使用するビニールハウスで、出荷シーズンに甘とう美人やゴーヤを生産しています。

また、出荷するダンボールには「フェロモン（コナガコンプラ）使用」のシールを貼り、農薬を減らして作っている事をアピールしています。

やはり、課題は高齢化と後継者不足です。各農家の規模が小

さいことで、年間契約の話があつても出荷数量が安定しないことから、なかなか契約できない状況があります。

農家の高齢化や後継者不足といった問題を抱える中で、ほかの産地はブロッコリーなどの軽量物に切り替えています。J A 佐久浅間御代田支所では、研修生と後継者に御代田地区の農業を盛り上げてもらうため、品質の良いハクサイの生産を進めています。

また、スイートコーンやからみ大根の新しい品種の研究や、最近北信地方のアスパラの生産量が落ちていることから、春先に出荷でき、軽量で、早期収入につながるアスパラ試験栽培も始めています。

ごんじちは農業委員会です

■御代田町農業委員会事務局 32-3111 内線26 27番

農地の無断転用は禁止です！

『農地転用』とは、農地に区画形質の変更を加えて住宅用地などに転換し、農地を農地でなくすことです。

この農地転用は、知事の許可が必要ですが、許可なく無断で転用する事例が年間に何件か発生しています。

最近あつた事例をいくつか紹介します。

①産業廃棄物を置いた例

Aさんは、建設業の仕事上、出た建築廃材を農振農用地内の畑を、一時的に置場にしました。この場合は、資材置場として無断転用の他に、産業廃棄物に当たるため、県の廃棄物対策課と連携し対応しました。

②管理できず植樹した例

Bさんは、専業農家ですが、山間地の畑で管理できないことと、隣接する農地が荒れていたことから、植樹し山林転用をしました。

説明したところ大変恐縮し、早速すべて撤去しました。

③無断農地造成を含む例

Cさんは、道路より1メートル以上低い水田を畑に造成すべく、無断で客土してしまいました。この農地に隣接する奥の畑と、造成した農地の一部を合わせて、住宅を建設する準備で事前着工し、申請が遅れました。先月のこのコーナーで『農地造成届』を特集しましたが、転用だけでなく、農地として使う場合も、必ず届出が必要です。農地造成では、3年3作の耕作が義務付けられますので、転用の申請はできません。

無断転用には厳しい罰則

許可を受けないで農地の転用をした場合は、農地法に違反することとなり、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができ、悪質な場合、罰金に処することもあります。町の農業委員会では、農地パトロールなどを行っています。無断で転用をせず、転用を計画したときは、事前に地元の農業委員または農業委員会事務局にご相談ください。